

合併処理浄化槽設置補助金



市では生活排水による川や海の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付しています。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを行う場合に「最大 65 万円」の補助を受けることができます。

◇補助対象区域：「公共下水道供用開始区域」、「地域し尿処理施設の処理区域」を除く区域

◇対象者：自ら居住するための住宅を建築またはすでに所有し、合併処理浄化槽をこれから設置しようとする人

◇対象浄化槽と基数：環境配慮型浄化槽の 10 人槽以下で 1 世帯 1 基まで

◇補助限度額（1 基当たり）

- ・住宅の建築を伴わず、単独処理浄化槽または汲み取り式便槽より合併処理浄化槽に設置替えする場合

本体設置工事費…45 万円、宅内配管工事費…20 万円

- ・①住宅の建築に伴い合併処理浄化槽を設置する場合 ②集合処理浄化施設に代えて新規に設置する場合

本体設置工事費…20 万円

※補助基数に限りがあります。申し込み順で満了になり次第、終了します。

※ 工事着工後および完了後の申請は補助の対象外です。必ず着工前に申請してください。

※合併処理浄化槽の設置された住宅の建て替えや再設置などは対象外です。

※特定区域内（会下ノの島石津土地区画整理事業地内および石津向町、石津港町、石津中町など）にお住まいの方で平成 31 年 3 月以前に合併処理浄化槽を設置した人が再設置する場合、補助の対象となる場合があります。

※提出書類など詳しくは問い合わせてください。

<問合先> 小屋敷環境管理センター

TEL: 628-7408



※数値は、1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したもの。